

## 議案第49号

### 財産の処分について

下記の土地を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

江別市長 後藤 好人

### 記

- 1 土地の所在地、地目及び面積  
江別市西野幌127番18 宅地 5,420.26㎡  
江別市西野幌136番5 山林 2,115㎡  
計 7,535.26㎡
- 2 契約金額 39,646,000円
- 3 契約の方法 随意契約による。
- 4 契約の相手方 江別市上江別西町16番地  
草野作工株式会社  
代表取締役 草野 貴友

市有財産売買仮契約書(抄)

売出人 江別市(以下「甲」という。)と買受人 草野作工株式会社(以下「乙」という。)  
とは、次の条項により市有財産の売買に関する仮契約を締結する。

1 本契約としての成立

甲は、本仮契約締結後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による江別市議会の議決を得るものとし、議決を得たときは、この本仮契約書は確定的な契約書となるものとする。

2 売買物件

(地目及び地積は登記記録による。)

	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
土地	江別市西野幌127番18	宅地	5,420.26
	江別市西野幌136番5	山林	2,115

3 売買代金

金39,646,000円

4 売買代金の納入期限

乙は、売買代金を、甲が発行する納入通知書により、江別市議会の議決の日から30日以内に甲の指定する金融機関において納入しなければならない。

5 所有権の移転

売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

6 協定

乙は、この本仮契約締結と同時に、売買土地の使用に関する「江別RTNパーク分譲地の使用に関する協定書」を甲と締結するものとする。

この本仮契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月30日

甲 江別市高砂町6番地  
江別市  
江別市長 後藤 好人 印

乙 江別市上江別西町16番地  
草野作工株式会社  
代表取締役 草野 貴友 印

# 売却処分地位位置図 江別RTNパーク

